

役員及び評議員費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人桔梗苑福祉会定款第9条及び23条の規定により役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会等の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条事項の報酬及び実費弁償費はこれを払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

但し、決算書類の監査を行える税理士及び会計士等の有資格者の報酬は別表により支払うこととする。

(役員の報酬総額について)

第6条 役員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(出張)

第 7 条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第 9 条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。